平成３０年（フ）第３３６７号
東京都杉並区高円寺南３丁目41－４　ＮＭ・Ｎ　ＨＯＵＳＥ　106
債務者　榊原　耕治
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３７３号
東京都大田区西六郷４丁目35―18―201
債務者　成田　靖明
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３７４号
東京都大田区西六郷４丁目35―18―201
債務者　成田　正美
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３７５号
東京都新宿区新宿１丁目６－10
債務者　武山　幸雄
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８７８号
横浜市神奈川区台町12番地１　グリーンテラス横浜402号
債務者　星野　萌子（旧姓大和谷）
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９７６号
横浜市港北区篠原西町10番21号
債務者　増井　則行
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９８１号
横浜市戸塚区深谷町1250番地10
債務者　副島　悠暉
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９８７号
横浜市港北区大倉山３丁目42番17―303号
債務者　和知めぐみ（旧姓古舘・宮地）
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０３７号
横浜市都筑区茅ケ崎東３丁目27番36号
債務者　北山　貴章
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３３６８号
東京都羽村市栄町２丁目12―２―202
債務者　伊藤　　誠
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３６９号
神奈川県川崎市宮前区野川3137―９
債務者　高橋　愛未
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３７０号
東京都新宿区原町３丁目24―202
債務者　松田　智子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１６号
東京都府中市新町３丁目17番地の３ルネサンスフォルム国分寺303
債務者　諏訪　亜季
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４６９号
東京都立川市富士見町１丁目４番32号グランドステータス篠原ビル402号
債務者　小川　達也
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５３０号
横浜市緑区台村町560番地　グリーンパーク203号
債務者　宮下　　真
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部